

【様式1】

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案

規制の名称：自然公園法等の許可等のワンストップ特例の設定

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省自然環境局自然環境計画課

評価実施時期：令和6年2月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

令和4年12月に採択された昆明モンリオール生物多様性枠組において、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる」という、いわゆる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とされるミッションとそのための行動目標が設定され、これを踏まえ、令和5年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略において、「2030年までに、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現する」目標が掲げられた。

しかしながら、我が国の生物の多様性は過去50年損失し続けているとされており、その損失の要因として、特に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響及び外来生物等による影響が挙げられており、これらは長期的に増大する方向で推移していると分析されている（2021年生物多様性総合評価）。

この状況を放置した場合には、生物多様性の損失が増大することはあっても、損失を止め反転させることはできず、国際目標及び生物多様性国家戦略の目標を達成することは困難である。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的な手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### [課題及びその発生原因]

前述のとおり、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響及び外来生物や増えすぎた鳥獣等による生態系への影響が大きな課題となっている。

自然に対する人間の働きかけの縮小による影響の原因としては、耕作放棄地の拡大や、暮らしの変化によって里地里山の管理等を行う担い手が不足し、間伐や下草刈りが行われないことによって、生物多様性が失われること等が主な要因である。他方で、保護地域においては、生物多様性の保全に資する行為であっても、都度、許可や届出等の規制を受けることが必要となっている。

また、侵略的な外来種によって我が国の在来種が追い出され、生態系が大きく改変してしまうことや、増えすぎたシカ等によって、保護地域内の希少な植物や植林したばかりの苗木への食害が全国各地で生じていること等も主な要因として挙げられる。他方で、外来生物については、不用意に扱うことによる拡散等を防ぐために、外来生物法において各種の規制が設けられている。

#### [規制緩和の内容]

これらの課題に対応するためには、生物多様性の保全を目的として行われる各種の活動について、その活動に係る計画を策定し主務大臣の認定を受けることにより、既存法令※で必要となる各種の手続を一括して行うことができるワンストップ特例を設け、効率的に活動が実施できるような仕組みを設ける必要がある。

#### ※既存法令

- ・ 自然公園法（国立公園及び国定公園における行為規制）
  - ・ 自然環境保全法（自然環境保全地域における行為規制）
  - ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（生息地等保護区における行為規制）
  - ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（特別保護地区における行為規制）
  - ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（特定外来生物の取扱いに関する規制）
  - ・ 都市緑地法（特別緑地保全地区等における行為規制）
- ※各法令の行為規制の例：木竹の伐採、工作物の新築等に対する許可、届出等
- ・ 森林法（民有林における伐採等の届出等）

#### [規制以外の政策手段の検討]

法律に基づく手続の特例を設けるものであり、他の手段では解決できない。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### [遵守費用]

既存法令の手續について、本法律案の計画認定によってワンストップ化を図るものであり、これによって追加の法令等の遵守を求めるものではないことから追加の遵守費用は発生しない。

本法律案に基づき計画の認定を受けることで、2つの手續をそれぞれ行うことが求められるものが、ワンストップ特例を活用することで1度で済むというケースを仮定した場合には、計画の作成には1件あたり約2万円程度の事務費用を要すると推定され、また、軽減される手續1件分の事務費用も同様と推定される。

計画の認定申請は、多い場合には年間100件程度となる可能性があると思込んでいるが、その中でワンストップ特例の適用件数についてはその活動の内容に左右されるため、定量的な記載は困難である。

#### 【1つの手續に必要な書類の作成・提出に1日（8時間）程度かかると仮定した場合】

2,900円（書類作成等に要する時間単価）×8時間（事前調整及び書類作成）=23,200円

※ 約2,900円＝（民間給与実態統計調査（国税庁、令和元年）の平均給与額（年間）5,034千円÷（労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模30人以上）1,734時間

#### [行政費用]

行政費用については申請資料の確認や必要に応じた報告徴収などが想定されるが、本法律案の計画認定によって既存法令の手續のワンストップ化を図るものであり、手續を個別に行うか一括して行うかの違いがあるのみで、行政事務として行う内容は既存法令の手續と同様であるため、追加の行政費用は発生しない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す

ることが求められる。

本法律案は計画認定によって既存法令の手続がワンストップ化を図るものであり、手続を個別に行うか一括して行うかの違いがあるのみで、モニタリングを含め追加の行政費用は発生しない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本法律案の規定による規制のワンストップ化を導入することにより、生物多様性の保全を目的とした活動を行う者は、既存法令の手続を、都度、個別に行うことが不要となり、事務負担が軽減され、より円滑に活動を行うことが可能となる。

なお、ワンストップ特例の適用件数については、活動の内容に左右されるため、定量的な記載は困難である。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本法立案によって、生物多様性の保全とした活動がより円滑に行うことが可能となり、生物多様性の保全に資することが便益であるが、その金銭的価値化の手法は確立されていないことから、便益の定量的な記載は困難である。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

③で記載したとおり。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本法律案は、計画認定によって既存法令の手続のワンストップ化を図るものであり、手続を個別に行うか一括して行うかの違いがあるのみで、手続及び運用上行う内容は既存法令の手続と同様であるため、副次的な影響及び波及的な影響が生じることは想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

2～4を踏まえ、ワンストップ特例を設けることによる便益（事務負担が軽減され、より円滑に活動を行うことが可能となる）ことに対し、追加的な遵守費用の発生はなく、また、行政費用の増加及び副次的な影響も想定されないため、妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

法律に基づく手続の特例を設けるものであり、他の手段では解決できない。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし。

なお、本法律案は「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会」において議論を行ったものである。

[自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会](#) | 環境省 ([env.go.jp](http://env.go.jp))

## 8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

施行から 5 年後（令和 12 年を想定）を目途に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必

要となるものもあることに留意が必要

ワンストップ特例を活用した件数、つまり、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画のうち、既存法令の手続の特例を活用した件数を把握する。